

三ツ境駅周辺交通バリアフリー通信

第4号
H19.3



三ツ境駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

概要版



横浜市では、平成9年3月に制定した「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働して、地域福祉活動の一層の促進やソフトとハードの環境整備の推進を目指して、さまざまな取組を進めてきました。

また、平成12年11月から「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が施行されました。これを受けて、行政、福祉施設が多く立地し、バリアフリー化に対する市民の要望が多い三ツ境駅周辺地区を重点整備地区に選定し、「交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

今後は、本基本構想に基づき、各事業者が特定事業計画を作成の上、バリアフリー化の事業を進めていくこととなります。

(3) 駅西歩道橋の整備について

駅西歩道橋は、線路を跨ぐ南北の区間の改善については、本基本構想で位置づけていますが、線路に平行する東西区間については、三ツ境ライフから駐輪場までの勾配がきついなど、いくつかの課題がありますので、今後、時機を捉えて整備を検討する必要があります。

(4) 三ツ境駅前商店街及び長屋門公園プロムナードのバリアフリー化の方向性について

三ツ境駅南側から長屋門公園へと続く、三ツ境駅前商店街及び長屋門公園プロムナードは、現在の道路幅員ではバリアフリー法に基づく基準に沿った歩道の設置が困難です。そこで、歩行環境向上のため、案内サインやベンチ等の設置を平成19年3月までに行います。

(5) 瀬谷区総合庁舎再整備との連携について

瀬谷区総合庁舎及び瀬谷公会堂については、平成22年度の竣工を目処に再整備が予定されています。本基本構想におけるバリアフリー化に関する整備についても、目標年次を平成22年としていることから、両事業を調整し、駅から区総合庁舎及び公会堂の内部まで連続したバリアフリー化が図られるように進めていきます。

バリアフリー化が進む相鉄線三ツ境駅



(ホームに新設された多目的トイレ)



(南口厚木街道側に新設されたエレベーター)

今後もバリアフリー事業に関するご意見をお寄せください。

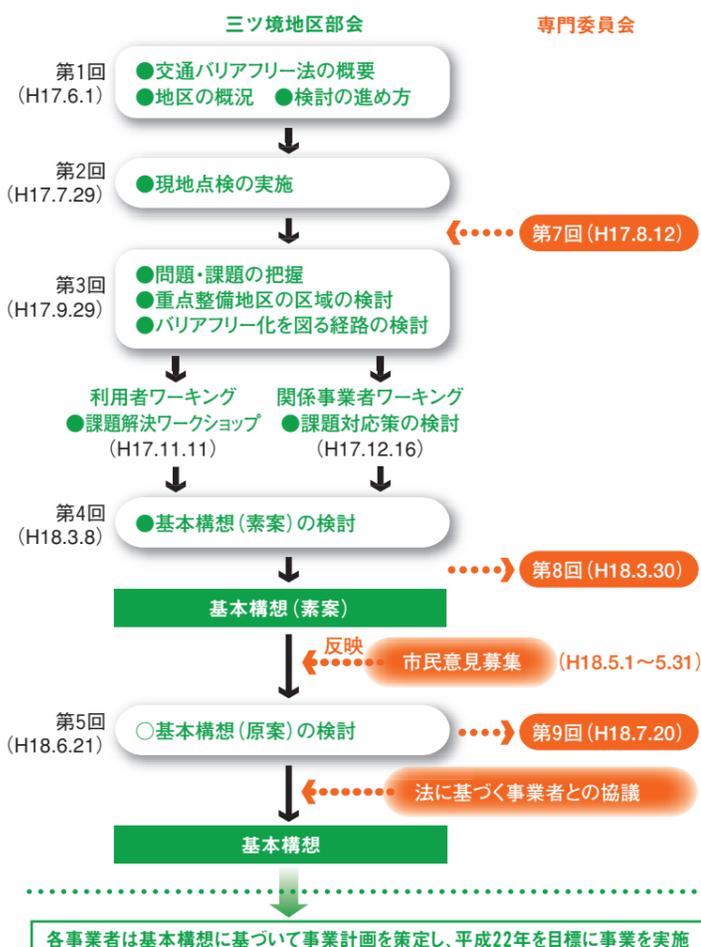
お問い合わせ 横浜市道路局計画調整部 企画課交通計画担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話: 045-671-4086 FAX: 045-651-6527
Eメール: do-barrierfree@city.yokohama.jp
瀬谷区役所区政推進課 企画調整係
〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 電話: 045-367-5631、FAX: 045-365-1170

詳しくご覧になりたい方は、道路局企画課、瀬谷区区政推進課、瀬谷土木事務所等にて、基本構想の閲覧を行っています。

ホームページ: <http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/bf/mitsukyo.html>

これまでの経過と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される横浜市交通バリアフリー専門委員会と三ツ境地区部会を設置し、検討を進めました。



基本構想策定後の事業推進にあたって

- 円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。
- 特定事業の進捗管理や事業評価の方法について検討していきます。
- 事業の進捗状況及び事業内容について、広く市民の皆様にお知らせするように努めます。
- 新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。



瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」



三ツ境駅周辺地区における重点整備地区の区域

三ツ境駅の徒歩圏と考えられる駅を中心とした概ね500mから1km圏域には、瀬谷区役所、瀬谷警察署などの公共施設が集積しているほか、養護学校、せや活動ホーム太陽などの福祉施設も立地しています。また、三ツ境駅の南側約1kmのところには、区外市外からも多くの人々が訪れる長屋門公園があります。三ツ境駅周辺における重点整備地区の区域は、これらの主要な施設を含む範囲とします。

三ツ境駅周辺地区におけるバリアフリー化を図る経路

重点整備地区内の歩行者ネットワークのうち、バリアフリー化を優先的に推進する経路を「バリアフリー化を図る経路」として設定します。

三ツ境駅周辺地区におけるバリアフリー化を図る経路は、主要な施設の配置を考慮しつつ、駅と主要な施設とが少なくとも1以上の経路で結ばれるように設定します。

このバリアフリー化を図る経路の中から、平成22年までのバリアフリー化を目標に、特に経路としての重要性、及び整備の実現性(技術的な課題や全体の事業量との関係等)を踏まえ、「特定経路」を設定しました。さらに、本市独自の取り組みとして、特定経路を補完・代替する「準特定経路」を設定しました。

参考

交通バリアフリー法とは…

高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

●旅客施設及び車両のバリアフリー化の推進
公共交通事業者は、鉄道駅等の旅客施設の新設・大規模改良、車両等の新規導入の際には、バリアフリー化が義務づけられています。また、既存の旅客施設、車両のバリアフリー化については努力義務となっています。

●重点整備地区のバリアフリー化の推進
市町村は、一定規模の鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区を重点整備地区として設定し、その地区を対象に、旅客施設や道路等のバリアフリー化を推進するための「交通バリアフリー基本構想」を策定することができます。

交通バリアフリー基本構想とは…

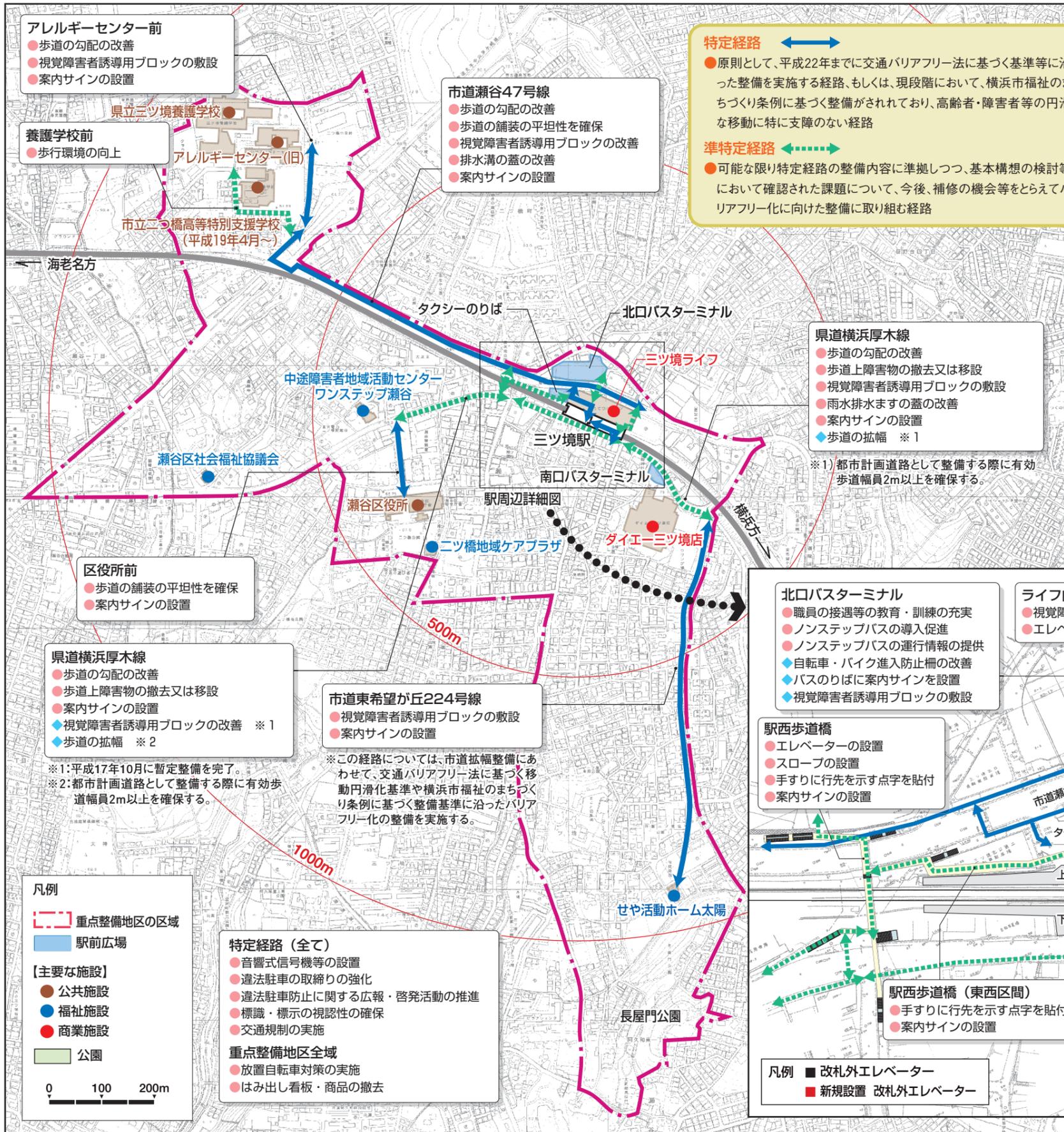
交通バリアフリー基本構想とは、重点整備地区において、鉄道駅等の旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路、実施すべき事業の内容等を定めるものです。なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、平成22年为目标に、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。

※平成18年12月20日に交通バリアフリー法に替わりバリアフリー新法が施行されましたが、本基本構想は、新法施行前の交通バリアフリー法に基づき作成されたものです。



バリアフリー化を図る経路と主な事業の内容

●平成22年を目標に整備する事業 ◆今後機会をとらえて整備を検討する事業



今後検討が必要な事項

(1) 厚木街道(県道横浜厚木線)の整備について

厚木街道(県道横浜厚木線)は、将来的には都市計画道路として整備し、交通バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備が望まれています。実現にはまだ相当の時間が必要であると考えています。

そこで、基本構想では、都市計画道路が整備されるまでの間の対応も必要であることから、可能な限りバリアフリーを進めることを念頭に、暫定的に整備することとしました。

なお、平成17年10月には、一部駅前区間において、歩道の勾配の改善等の暫定整備を実施し、利用者から一定の評価が得られています。



(2) 三ツ境駅改札口と北口バスターミナルを結ぶ経路のバリアフリー化について

駅改札口と北口バスターミナルを結ぶ経路のバリアフリー化については、利用者からも「三ツ境ライフ内の階段部分にエレベーターを設置する」要望が最も多く、関係事業者及び行政が技術的な詳細検討を行いました。しかし、構造的な問題により設置が極めて困難であることから、平成22年までを目標とした整備は断念せざるを得ないものと判断し、下図の駅周辺詳細図に示すお三ツ境ライフから駅西歩道橋に向うビル踊り場付近にエレベーターを設置することとしました。ただし、この新設されるエレベーターと北口バスターミナルとの間に三ツ境下草柳線がありますので、北口バスターミナル方面へ向う安全な経路の確保について検討する必要があります。

駅周辺詳細図

